

テレビ会議をご存じですか？

テレビ会議を利用すると、離れた場所同士で、お互いの姿などを画面越しに確認しながら会話をすることができます。

実は、裁判所でもテレビ会議が利用されているんです！



例えば、あなたが当事者や証人として、遠方の裁判所の期日に出席する必要がある場合に、テレビ会議を利用すれば、お近くの裁判所で手続を行える場合があります。

詳しくは、裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/>）の「テレビ会議をご存じですか？」（平成28年3月広報テーマ）をご覧ください。



テレビ会議は、裁判所が様々な事情から適當だと判断した場合に利用できます。利用を希望される場合には、あなたが手続を行っている裁判所にご相談ください。

テレビ会議をご存じですか？

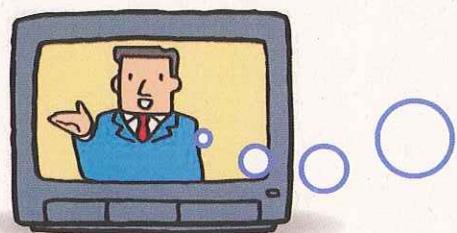
テレビ会議を利用すると、離れた場所同士で、お互いの姿などを画面越しに確認しながら会話をすることができます。

実は、裁判所でもテレビ会議が利用されているんです！



例えば、あなたが当事者や証人として、遠方の裁判所の期日に出席する必要がある場合に、テレビ会議を利用すれば、お近くの裁判所で手続を行える場合があります。

詳しくは、裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/>）の「テレビ会議をご存じですか？」（平成28年3月広報テーマ）をご覧ください。



テレビ会議は、裁判所が様々な事情から
適当だと判断した場合に利用できます。
利用を希望される場合には、あなたが手
続を行っている裁判所にご相談ください。

テレビ会議をご存じですか？

テレビ会議をご存じですか？

テレビ会議を利用すると、複数の離れた場所同士で、画面越しにお互いに相手の姿を確認しながら会話をすることができます。

実は、裁判所でもテレビ会議が利用されているんです！

裁判所ではどのようなときに使われているの？

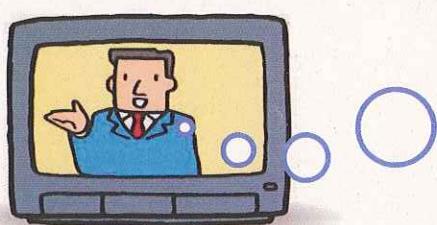


裁判所では、民事事件や家事事件において、テレビ会議システムという専用の機器を裁判の期日などで利用しています。

例えば、あなたがこれらの事件の当事者や証人として裁判の期日に出席する場合で、その裁判所が遠方にあるようなときであっても、テレビ会議システムを利用すれば、お近くの裁判所で手続を行うことができる場合があります。



利用を希望される場合は
ご相談ください



裁判所で行っている手続は、権利関係の存否などに関する重要な手續です。そのため、**テレビ会議システムは、裁判所が様々な事情から適当だと判断した場合に利用することができます。**テレビ会議システムの利用を希望される場合には、あなたが手続を行っている裁判所にご相談ください。

民事訴訟では、どのようなときに使えるの？

民事通常訴訟

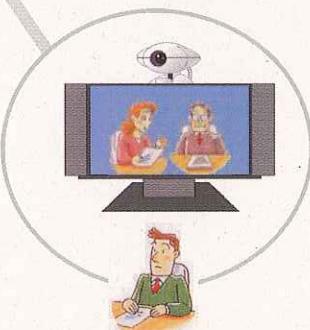
お金を支払ってほしい、貸した不動産を明け渡してほしいなどといった、私人間の権利関係の存否などの紛争について、裁判所が当事者双方の言い分と証拠から判断する手続です。

当事者本人や証人の尋問を行う期日や、当事者双方の言い分のどこに争いがあるかを整理するための期日（争点整理手続）などで、テレビ会議システムを利用して手続を進めることができます。

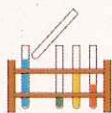
A裁判所
(裁判を行っている裁判所)



B裁判所
(自宅や勤め先の近くの裁判所)



特許等訴訟の管轄



知財高裁ウェブサイトにおいては、テレビ会議システムを含めて知財訴訟に関する様々な情報を発信しています。
<http://www.ip.courts.go.jp/>

知財訴訟

民事訴訟のうち、特許等に関する訴訟については、その解決のために高度な専門的知識が要求されることから、第一審を東京・大阪地裁、控訴審を知財高裁で行うことになっています。

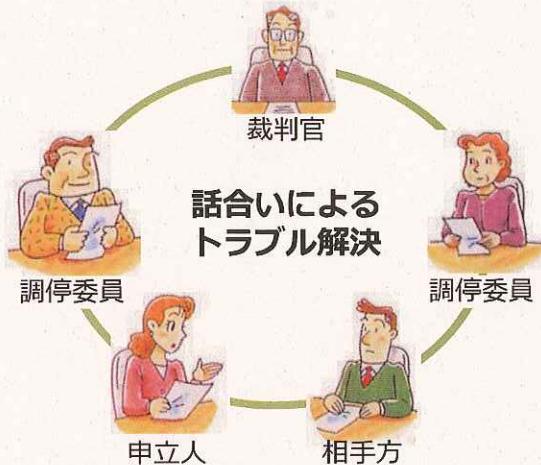
例えば、原告も被告も札幌の会社なのに、東京地裁で訴訟をするケースもありますが、このようなケースでは、当事者双方に近い札幌地裁のテレビ会議システムを利用することが考えられます。

その他の民事事件では、どのような手続で使えるの？

民事調停手続

民事調停手続は、裁判官1名と、一般市民から選ばれた民事調停委員2名以上で構成された調停委員会が、権利関係のトラブルについて、当事者双方の言い分を聴き、歩み寄りを促して、当事者の話し合いによって解決することを目指す手続です。

民事調停手続においても、テレビ会議システムを利用して調停の期日などの手続を行うことができます。



話し合いが合意に至らなかった場合、調停は不成立となります。

ただし、場合によっては、裁判所が決定の形で解決案を示して、紛争解決を試みことがあります。



現在の労働審判事件取扱
裁判所は次のとおりです。
・全国の地裁本庁
・東京地裁立川支部
・福岡地裁小倉支部



労働審判手続

労働審判手続は、裁判官1名と、労働関係の専門家である労働審判員2名で構成された労働審判委員会が、雇用関係のトラブルについて、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試み、話し合いで解決できないときには最終的に審判を行う手続です。

労働審判手続は、地裁本庁と一部の支部で取り扱われています。

労働審判手続においても、テレビ会議システムを利用することができます。

家事事件では、どのような手続で使えるの？

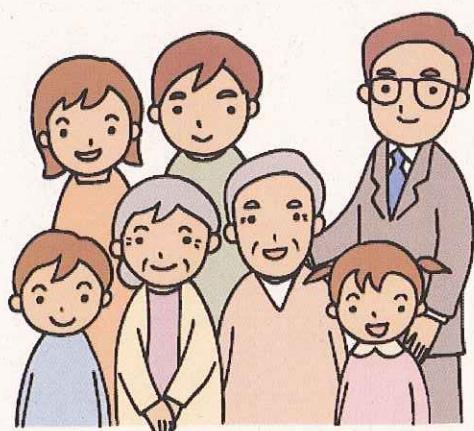
家事調停手続

家事調停手続は、夫婦や親子関係などの家庭に関する問題について、裁判官1名と、一般市民から選ばれた家事調停委員2名以上で構成された調停委員会が、当事者双方の言い分を聴いたりして、話し合いによる解決を図る手続です。

家事調停手続においては、テレビ会議システムを利用して、調停委員に対して自分の言い分を述べたり、話し合いが解決したときは調停を成立させたりするなど、期日における手続を行うことができます。



離婚と離縁については、テレビ会議システムを利用して話し合うことはできますが、調停を成立させることはできません。



離婚や離縁などについて調停で解決しなかった場合、審判には移らず、人事訴訟の訴えを起こすことになります。
人事訴訟手続でもテレビ会議システムを利用することができます。



家事審判手続

家事審判手続は、調停で解決しなかつた問題などについて、裁判官が、当事者から提出された書類などに基づいて、必要な調査を行った上で判断する手続です。

家事審判手続においては、テレビ会議システムを利用して、裁判官からの質問に答えたりするなど、期日における手続を進めることができます。